

ま

人はみな
生かさな
生きてゆ
く

川越地区保護司会だより

くらくら

第2号

平成 25 年 5 月 15 日

編集・発行

川越地区保護司会

事務局

川越市役所

福祉推進課内

富士見市では、犯罪発生を未然に防ぎ、地域の暮らしを守ることを目的に、各町会などが協力し、「富士見市民青色パトロール隊」を結成しています。また、市内のすべての町会において、自主防犯活動が行われており、市民の皆様のご協力をいただきな



川越地区保護司会の皆様方におかれま

しては、社会復帰のための支援や犯罪・非行の予防など、様々な取り組みをされておられますこと、心から敬意と感謝を申し上げます。

『わが市の防犯予防活動』

富士見市長 星野 信吾

がら、防犯活動に取り組んでいます。

しかしながら、富士見市内においても、窃盗やひったくりなどの犯罪が後を絶たない状況です。犯罪のない地域社会づくりに向けて、市民の皆様や各団体と連携し、犯罪を起こさせにくい環境を作っていく必要があると考えています。

今後も防犯に対する意識啓発や地域での防犯活動を充実していき、安全で安心なまちづくりの推進に努めていきますので、川越地区保護司会の皆様方におかれましては、明るい社会の実現のため、なお一層お力添



『犯罪のない明るい社会づくりのために』

川越市長 川合 善明

保護司の皆様方には、日頃から更生保護活動を通じて犯罪のない社会づくりに御尽力を賜っておりますことに心より感謝いたします。

さて、川越市の防犯対策でございますが、平成十六年に「川越市防犯まちづくり基本方針」を策定し、警察、関係団体、市民の方々と連携し、様々な施策を行っております。

本年一月からは、川越市暴力団排除条例が施行されました。また、近年は各種事業者団体との間で「防犯のまちづくりに関する

協定」の締結を進めており、犯罪のない安心・安全なまちづくりに一層の力を注いでおります。

また、川越市では、県内で二番目に多い自主防犯組織が自治会を中心に結成されており、市内三ヶ所の自主防犯ステーションなどを拠点として活発に防犯活動に取り組んでいただいております。保護司会の皆様にも夏まつりの会場にて「社会を明るくする運動」を行っていただき、市内の非行や犯罪の予防の大きな力となっていると感じております。

保護司の皆様方におかれましては、今後も引き続き地域のリーダーとして一層のお力添えをお願いいたします。本市といたしましても更生保護の充実と発展のため努力を尽くしてまいりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

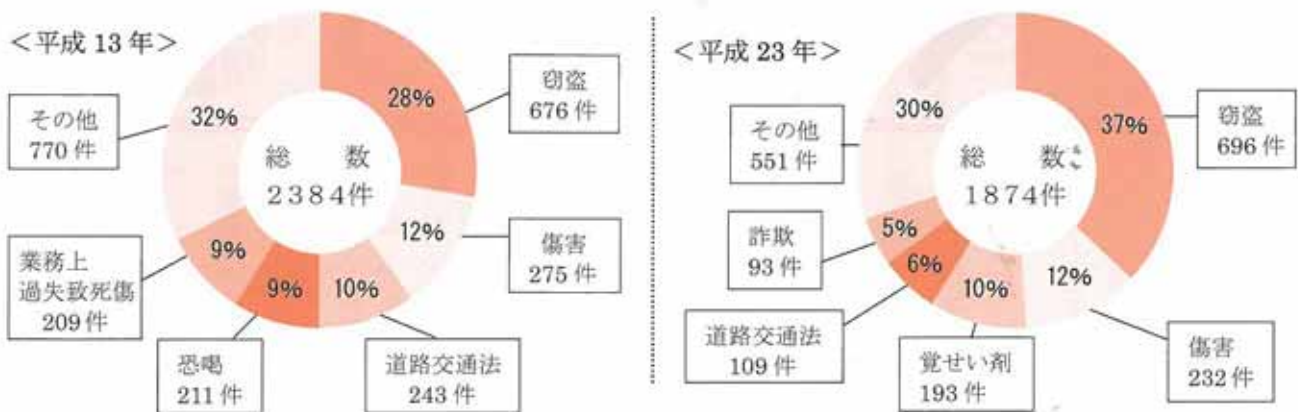


福島刑務所参観研修(平成24年9月27日)

えを賜りますようお願い申し上げます。結びにあたり、川越地区保護司会の益々の発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成 14 年版・平成 24 年版より)
13 年に比べ、総数は減少。罪名別では、窃盗・覚せい剤犯が増え、道路交通法が減っている



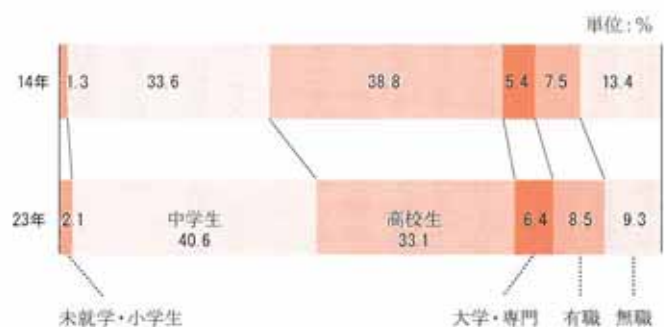
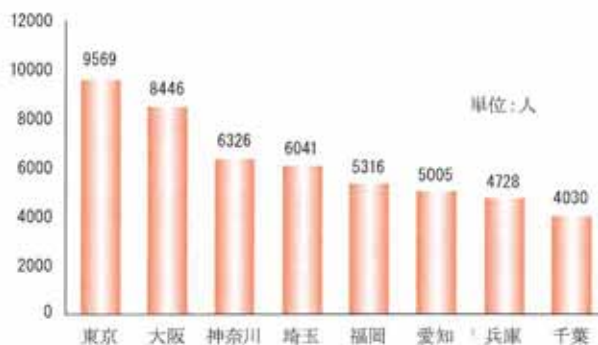
2. 埼玉県の少年非行情勢について(『平成 24 年版少年非行白書』より)

<都府県別検挙・補導人員>

警察庁による都道府県別刑法犯の検挙・補導人員は、埼玉県 6,041 人で、東京、大阪、神奈川に次いで 4 番目に多く、男女比率は、男子 82.2%・女子 17.8%です。罪種別は、窃盗犯が 57.1%を占めます。

<刑法犯少年の学職別構成比の変化(H14 年・23 年)>

平成 14 年に比べて、少年非行が低年齢化しています。



3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(平成 24 年 12 月)

地域	項目	人口 (千人)	保護司数 (人)	保護観察 (件)	生活環境調整 (件)	合計	
						件数	一人当たり担当件数
川越		347	52	111	80	191	3.67
坂戸		102	18	26	22	48	2.67
鶴ヶ島		70	13	22	15	37	2.85
富士見		107	19	40	23	63	3.32
ふじみ野		107	22	42	23	65	2.95
川越地区		733	124	241	163	404	3.26
埼玉県		7,211	1,543	2,058	2,946	5,004	3.24

*保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が 1 か月に 2 回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。
*生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。

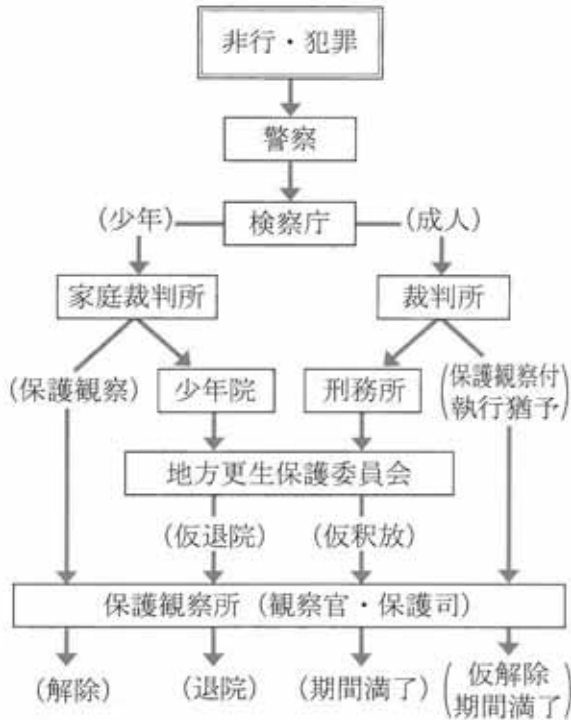
生 保護観察

問 保護観察とは

罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が定期的に接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。

問 保護観察に至るまでの手続きの流れは、どうなっているのですか？

下図に示します。



但し、保護観察で不良の場合は、処分の取り消しや戻し収容等の措置がとられます。

問 保護観察の実際についておしえてください。

(1) 保護観察を受ける対象者と期間

対象者の種類	保護観察の期間
保護観察処分の少年(1号)	原則として20歳に達するまで、または20歳に達する迄の期間が2年に満たない場合は2年間。
少年院からの仮退院の少年(2号)	原則として20歳に達するまで。
刑務所からの仮釈放の成人(3号)	残刑期間が満了するまで。
保護観察付執行猶予者(4号)	刑の執行猶予の期間が満了するまで。

(2) 遵守事項

保護観察の期間中、一定の事項(約束事)を遵守しなければなりません。

遵守事項には、すべての対象者が遵守すべき一般事項と対象者毎に定める特別事項があります。大切なことは、健全な生活態度の保持の外に、転居または7日以上旅行する時は、あらかじめ保護観察所の許可を受ける必要があること等です。

具体的には、原則として月2回来訪して、面接を受けることが義務付けられています。

(3) 指導監督・補導援護

保護観察は、通常一人の対象者を保護観察官及び保護司が共に担当する協働体制によって実施されています。対象者の改善更生を図ることを目的として、指導監督・補導援護が行われます。

問 保護司として保護観察を行う中で一番大切なことは何ですか？

「保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、面接その他の適当な方法によって、…」(更生保護法第49条・第57条)とある面接です。

● 駐在保護司を存知ですか？

川越支部 菊池 伸二

駐在保護司は、さいたま保護観察所長より指名・辞令を受けて、さいたま家裁川越支部に駐在して特殊任務を担当します。

任務の一つは裁判で「保護観察」に決まった少年及び引受人等(親権者、学校関係者、弁護士等の付添人)と面接して保護観察(二号一般、一号短期、一号交通)とはどのような処置なのかを説明し理解を求めます。

次に観察所の事件係に電話で事案の概要を報告すると共に担当観察官(少年の居住する地域)と少年の出頭日時等を決め、少年及び引受人に指示・伝達します。さらに後日、決定言渡調査連絡票を記入し保護観察処分通知書と一緒に所長宛に送付して任務は終わります。もう少し具体例を紹介しましょう。

裁判の実施予定日は毎週月・火・木曜日の三日間で二人の保護司で担当しています。全ての予定日に裁判が開かれる訳ではなく、週平均二日で、一日の審判件数は一〜三件です。

裁判があってもその結果が「少年院送致」や「継続観察処置」に決まると面接は空振りとなり、四時間余を控室で過ごすようなこともあります。面接は一般的にはスムーズに進みます。

でも、時には裁判の現場を引きずり、母親が号泣した状態だったり、少年と争い争いのまま面接に入ることもあります。

毎回、思うことは「家族崩壊」と「心の温かさ」です。担当される保護司さんの少年に寄り添った指導・助言と暖かい支援を願うばかりです。



社会を明るくする運動 (社明運動)

薬物乱用は



“合法ハーブ”は「脱法ドラッグ」 「買わない」「使わない」「かかわらない」ようにしましょう。

▶「合法ハーブ」とは、どんなものですか？

「ダメ。ゼッタイ。」「合法ハーブ」と呼ばれて販売されているものは、「脱法ドラッグ」です。その中身(成分)は、大麻類似のカンナビノイドという化学物質をハーブに混合したもので、作用は植物によるものでなく、添加された化学物質によるのです。

覚せい剤と同等以上に危険なハードドラッグです。

▶どんな人が使用していますか？

調査によると、使用者の殆どは十代と二十代の若者で、乱用している人の特徴は、

- ① 未婚男性が多い。
- ② 興味本位や「ハーブだから安心」「合法だから安全」と誤った認識を持っている。

▶どんな症状が現れるのですか？

身体症状としては意識障害・嘔吐・けいれん・呼吸困難など。

精神科的には、急性錯乱状態、幻覚妄想状態で

緊急入院となるケースが多い。

▶なぜ取締りできないか？

従来、覚せい剤などの薬物は、暴力団等密売人とのつながりがなければ、入手が難しかったが、ネットで簡単に購入できるし、取締りが難しい。

▶どうしたら避けられるか？

覚せい剤使用者の 60% が再犯を起している実態を知り、薬物が自分の目の前にあっても、それを使わない生き方をするか、「ダメ。ゼッタイ」との呼び声を思い出して、その場から逃げる勇気を持つことが大切。

第 62 回「社会を明るくする運動」
作文コンテスト入賞者

小学生の部
富士見市立ふじみ野小学校五年
山下 颯斗

鶴ヶ島市立新町小学校六年
武井 悠香

昨年自死した人が二七、七六六人と、十五年ぶりに三万人を切りました。しかし、平均すると一日七十六人が自死しております。自死について、四人の保護司の方(宗教家、元教師)に質問し、お考えを聞きました。皆さんも、この機会に考えてみてください。

▼いろいろな原因があるでしょうが、何が一番大切とお考えですか。

A 氏 いのちの主人公になってもらうことを自覚させていくのが一番大切。この世に生まれた、たった一つの命、それに気づくことが大切。

B 氏 人と人とが支え合っているという社会関係が少しずつ断ち切られてきた。

C 氏 「命」の大切さと死に対する畏敬、尊敬の心を持つこと。生きていることが家族を幸せにしていることに気づかせること。

D 氏 うつ病などの精神疾患を持つ人が自死の八割を占めるとのこと、周囲の人が早い段階で気づき、専門医に受診させる。

▼どんな方策を行なったら良いとお考えですか。

A 氏 社会全体でいのちの営みに向き合い、寄り添い手を取り合い、さりげない声かけを広める。

B 氏 悲しみや苦しみを誰かに聞いてもらえる環境組織をつくる。

C 氏 相談機関の整備充実(医師、カウンセラー等)。「命」に関することを幼児期



一緒に考えましょう ~自死について~

から動物の飼育等を通して教える。

三月が自殺対策強化期間(埼玉県の予防期間は、九月十日~十六日)なのでその時にアピールする。

D 氏 「自助グループ」「いのちの電話」等の紹介。高齢者にはきめ細かい家庭訪問。

▼ご自分でどのような行動をしようとお考えですか。

A 氏 教化活動として命の大切さ、自己有用感を満たすよう呼びかける。

C 氏 機会があれば、ボランティアとして何か行動したい。

D 氏 常に対象者の身体症状も観察し、必要なら、家庭訪問して情報を得、総合的に判断し、メンタルクリニックへの橋渡しもしたい。

▼その他、自死にたいするあなたのお考えは？

A 氏 自分が必要とされているという自覚を大きく広めていくようにしたい。

B 氏 人間同士のコミュニケーションを強くしていくことが、個人の問題につながると思う。

C 氏 「命」がいつも軽く扱われてしまいう時世、いろいろな機会を設けて、「命」「死」を考え合うことが必要。

とことん追い詰められ、この世に居場所が無くなり自死するのだと思う。

D 氏 残された人々にも大きな傷跡を残している。もっともっと自死者を減らす努力を市民や自治体、県・国で取り組む必要がある。



防犯パトロール

鶴ヶ島支部

・各自治会で、月1~2回夕方又は夜間に実施しています。平行して各小学校において「学童見守り隊」と称して活動しています。

それらとは別に、個人の方が発起人となり[犬のおまわりさん]と称して、学童の登下校の見守りをするグループもあります。(萩原幸子)

川越支部

・M自治会では、役員・各種団体代表の方々が、春・夏・冬休みを中心に3組に分かれて、夜間パトロールを実施しています。

・A自治会では、平成10年自治会中心で組織化しました。これに保護司も参加しております。18年からは、1チーム5~6名で、昼と夜1時間、地区内パトロールを実施しています。

(桜井良男、長嶋保雄)

富士見支部

・N校区の小・中学校では、平成4年に「明るい地域社会をつくる」ことを目的として、青少年健全育成推進協議会が設立しました。会員は、学校関係者、町会、民生・児童委員、育成会、保護司、更生保護女性会、商店会等の代表者です。13年には、パトロール強化として、保護司・町会有志による夜間パトロールを行いました。現在は、学校関係と町会関係の各グループで夕方パトロールをしています。

(真壁日史郎)

坂戸支部

・I自治会は、10年位前から、5~6名のチームを作り、各チームが週一回1時間程度、地域巡回パトロールを実施しています。保護司は2名、リーダーとして参加しています。地域の人々との情報交換もでき、有意義なときです。パトロールを始めてから、空き巣や自転車のパンク事件等聞いておりません。

(青木秀夫)

ふじみ野支部

・町会・自治会が中心になり、50地区の住民が防犯ベスト・キャップを着用し、多くは夜間に、パトロールを実施しています。22年から、2団体による青色防犯パトカーを使用したパトロールを、19年からは、愛犬家による犬の散歩を兼ねたパトロール活動やウォーキングを楽しみながらのパトロールを行う団体もあります。

(大谷英二)

休けい室

「ならぬことは、ならぬものです」

——「什の掟」と「十戒」

江戸時代、太平の世が二百年も続くと、武士の魂も緩み始めました。会津藩の古老達は将来を憂い、人材育成の為に日新館を創設しました。そこへの予備教育として、六歳から九歳の藩士の子弟に「什の掟」を定めました。

その内容は、儒教をもとにしたもので、「嘘を言うことはなりません」「卑怯な振る舞いをしてはなりません」「弱いものをいぢめてはなりません」等、七項目を掲げております。

今から二千年以上前に書かれた旧約聖書の中に、「十の戒」があります。「殺してはならぬ」「姦淫してはならぬ」「盗んではならぬ」「嘘を言ってはならぬ」等、十項目が掲げられています。これらは、神が部族間で互いに平和に生活する為に定めたものです。今日の私たちは、「お互いに仲良くするように」と、社会や親からいつも言われておりますが、善悪については甘いようです。事件を起こし、裁かれて、初めてそれが悪いこと、犯罪だと気付くことが多くあります。幼少の時から、家庭や学校で善悪の徳目について、話し合う機会が持たれることを保護司の一人として稀っています。



(真壁日史郎)



川越地区保護司会活動報告

○新任サポート保護司制度の発足

新任保護司の持つ様々な疑問点や悩み等の相談に乗り、サポートするメンター保護司を設けることが決まりました。任期は二年。
(総務部会)

○「先輩保護司を囲んで」の学習会

委嘱後四年未満の保護司(八名参加)を対象に二名の退任された保護司を交えた学習会を行いました。

○検察庁の役割について学ぶ

第四期統一研修会は、自主研修テーマとして、検察庁について学びました。役割は、

- ・犯罪捜査し、事件の真相を究明し、裁判所に起訴するかどうかをきめる。
 - ・処分が適切に行われるよう監督する。
 - ・犯罪被害者の保護、支援にも取り組む。等でした。
- (研修部会)

平成25年度事業計画

- 5月 第1期統一研修会・総会
- 7月 第63回社会を明るくする運動
- 9月 第2期統一研修会
- 10月 施設参観研修
- 11月 第60回埼玉県更生保護大会
- 第3期統一研修会
- 1月 第4期統一研修会

昨年度の各支部・自主研修テーマ

(施設参観研修を除く)

□川越支部

「保護司の行う面接について考える」
「富士見支部・ふじみ野支部合同」
「保護司の行う面接について考える」

平成24年度 表彰者

瑞宝双光章 内田 季夫
法務大臣表彰 大室 圭史

田嶋 秀浩
植木 幹雄
隈川 邦子
小澤 好子
法務大臣感謝状 小澤 好子
(更生保護女性会)

平成24年度 保護司の異動

退任 山崎 彰(川越)
杉山 忠三(川越)
丸山 藤枝(川越)
内田 英治(川越)
中島 朋晴(坂戸)

以上、5月24日付
以上、5月24日付
以上、5月24日付
以上、5月24日付
以上、11月30日付

委嘱 熊澤 専三(川越)

立花つる代(ふじみ野)
以上、5月25日付
柴崎仙太郎(川越)
須賀 幸枝(川越)
山本 隆三(鶴ヶ島)
以上、12月1日付

敬弔 内山 宗房(鶴ヶ島)

●●心の健康に関する相談は下記相談窓口へ●●

相談はいずれも無料です。

- ◆「埼玉県立精神保健福祉センター」
平日9時～17時(電話交換で「相談予約とお伝えください」)
TEL048-723-1111
- ◆「埼玉いのちの電話」
24時間受付・年中無休
TEL048-645-4343
- ◆「暮らしとこころの総合相談会」
平日10時～17時
TEL048-782-4675



「作文の募集」

小学生・中学生の作文コンテスト

「社会を明るくする運動」の一環として、小学生・中学生の作文を募集しています。日常の家庭生活・学校生活の中で、いじめ・犯罪や非行などに関して考えていることや体験したことなどを、四百字詰め原稿用紙3～5枚程度にまとめて、応募してください。多数の方の応募をお待ちしています。

編集後記

昨年の九月に部会を開き、次号発行の概要を決定し、執筆を依頼しました。しかし、それ以後の世相の動向で一部方針変更いたしました。すでに執筆頂いた方に、大変ご迷惑をおかけいたしました。深くお詫びします。▼今回、特に取り上げた事柄は、薬物(覚せい剤)と自死の問題です。これも、「社会を明るくする運動」の一環であることを認識していただき、ご一緒に考えたいと思ったからです。▼保護司の役割は、犯罪者(対象者)の改善・更生を図る事で、そのことだけで、大変なのに、予防活動にまで時間が取られたらたまらないとの声も耳にします。かつて、私も一時五人の対象者を受け持ったことがあります。その時に、これは予防に力を入れないと犯罪は減らなないと痛感しました。▼予防は、一人で頑張ってもできません。粘り強く、関係する団体や組織の協力を願わないと実を結びません。皆様の「ご協力をお願いします」。

▼この広報紙は、次年度より七月に発行いたします。
(眞壁日史郎)

広報委員

- 櫻井 良男(川越)
- 長嶋 保雄(川越)
- 光地 英隆(坂戸)
- 川合 清丸(坂戸)
- 水田 英夫(鶴ヶ島)
- 岸田 喜好(鶴ヶ島)
- 萩原 幸子(鶴ヶ島)
- 眞壁 日史郎(富士見)
- 酒本 三郎(富士見)
- 本橋 義明(富士見)
- 大谷 英二(ふじみ野)